

指定給水装置工事事業者

指定更新申請要領

小浜市産業部上下水道課 上水普及経営グループ

TEL 0770-64-6029

FAX 0770-52-1401

更新申請の手引き

1. 申請時期および受付窓口

申請時期：指定有効期限のおよそ6か月前に、更新申請の案内を郵送します。

指定する期日までに更新申請手続きを行ってください。

受付場所：小浜市大手町6番3号 小浜市産業部上下水道課上水普及・経営グループ
【小浜市役所2階】
TEL 0770-64-6029（直通）
FAX 0770-52-1401

2. 更新申請手続きの留意事項

- ①更新申請の受付には、下記の【3. 更新申請受付時の必要書類等】に記載された申請書類、添付書類が必要です。書類に不備がある場合は、受理できないことがありますのでご注意ください。
- ②更新申請書類については、3ページ以降の記入要領にしたがって作成してください。
- ③更新申請書類に記載された内容については、定款および登記簿の謄本などにより確認します。更新申請に虚偽の事実が判明したときは、指定取消しの要件となりますのでご注意ください。
- ④指定給水装置工事事業者証の交付の際、旧指定証の返納と指定給水装置工事事業者更新手数料を納付していただきます。

3. 更新申請受付時の必要書類等

①更新申請書類

- | | | |
|---------------------------------|---|----------|
| (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第1（表・裏）】 | } | 新規指定と同様式 |
| (2) 機械器具調書【別表】…機械器具の写真を添付して下さい。 | | |
| (3) 誓約書【様式第2】 | | |

②添付書類

- (1) 定款 (法人の場合。直近のもので写し可)
- (2) 登記簿の謄本または現在事項全部証明書 (法人の場合。発行日から3か月以内 ※注)
- (3) 住民票の写し(個人の場合)
- (4) 代表者の身分(身元) 証明書(※注)

※(2)、(4)注：コピー不可。

- (5) 給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し

- (6) 指定更新時確認事項記入様式 No.1～No.3（別紙記入例参照）
- (7) 外部機関による研修（eラーニング研修・現地研修会）の受講の事実を証明する書類
- ・例1／旧eラーニング試験実施履歴画面の写し
 - ・例2／終了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証の写し
- (8) 適切に作業を行うことができる技能を有する者が保有している資格証等の写し
- ・例1／職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書
 - ・例2／職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書
 - ・例3／給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証等の写し
- 給水装置工事配管技能検定合格者証（H28年度以前発行分）
- 給水装置工事配管技能者証（H29年度以降発行分）
- 給水装置工事配管技能者講習会修了証書（H23年度末まで）
- 給水装置工事配管技能者講習会修了者証（H23年度末まで）
- 給水装置工事配管技能検定合格証書（H28年度末まで）
- 給水装置工事配管技能者認定証（H28年度末まで）

4. 指定給水装置工事事業者証（指定証）の交付

小浜市指定給水装置工事事業者として指定の更新をする際は、新たに指定証を交付します。指定証を交付する日は、審査後に連絡します。

指定証を交付する際に、旧指定証の返納と指定給水装置工事事業者更新手数料として10,000円（非課税）の納付をお願いします。

申請書の記入要領

申請書類に、記載漏れや書類の不備のないよう、次の説明をよくご覧のうえ、作成してください。

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書について

(表面)

		個 人	法 人
年 月 日 欄	申請される日付を記入		
申 請 者 欄	氏名または名称欄	事業所名を記入	登記簿の謄本の商号を記入
	住 所 欄	住民票等の住所を記入	登記簿の謄本の本店所在地を記入
	代 表 者 氏 名 欄	申請者の住民票等の氏名を記入	登記簿の謄本の代表者を記入
	押 印 欄	申請者の印を押印	代表者印を押印
役 員 欄	申請者本人とその業務を執行する社員等の氏名を記入	代表取締役から監査役まで役員全員の氏名を記入	
事 業 の 範 囲 欄	営業目的を記入 (給水装置工事業など)	登記簿の謄本の目的を参照し記入	

		共 通
事業所の名称、所在地欄	本市給水区域内で給水装置工事業を行う事業所の名称、所在地（本市給水区域外でも可）を記入 ※表面の申請者欄と同じ場合も記入する。 給水装置工事業を行う事業所が複数ある場合は、それぞれ事業所ごとに記入する。（支店など）	
給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号欄	当該事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号を記入 ※給水装置工事主任技術者の兼任は原則できません。	

2. 機械器具調書について

機械器具調書の記入例

令和〇年〇〇月〇〇日現在

種別	名称	形式・性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切のこ	-	10個	
	パイプカッター	13mm～40mm	3個	
管の加工用の機械器具	やすり	250mm	2個	
	パイプねじ切り器	-	1台	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガス	2個	
	パイプレンチ	300mm	3個	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	0～2.0Mpa	1台	

- ※1. 上記4つの種別で、種類ごとに1個以上の機械器具を有することが、指定の基準となります。
2. 上記4つの種別で所有されているすべての機械器具を記入してください。なお、上記種別以外の機械器具の記入は必要ありません。
3. 上記の機械器具の名称はあくまで参考ですので、上記種別のものであれば、その他の機械器具でもかまいません。

3. 誓約書について

指定給水装置工事業業者指定申請書の（表面）の申請者欄を相違の無いよう記入してください。

※誓約書は、申請者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。

1項目でも該当する場合、指定できません。

- 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通が適切に行うことが出来ない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 指定給水装置工事業業者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの